



伊達ソーラー発電所（北海道電力）



鹿追町

北海道 地球温暖化防止 対策条例

通称：ゼロカーボン北海道推進条例



北海道内の温室効果ガス排出量を
2030年度までに**48%削減**
2050年度までに**実質ゼロ**と
持続可能で元気な北海道づくりを進める
「ゼロカーボン北海道」
の実現を目指します

ZERO CARBON HOKKAIDO

豊かで美しい自然環境を有するこの北の大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国のみならず、世界の地球温暖化防止対策に貢献していくため、令和5年3月この条例を改正しました。



寿都町



環境忍者 えこ之助
ものをムダにしたり、自然を汚したりすると、どこからともなくあらわれてチェックする忍者。

POINT
1

「目的」の拡充・強化と「基本理念」の新設

ゼロカーボン北海道の実現について、
条例に明確に位置づけました

目的 第1条

- 各取組の基本となる基本理念
- 道・事業者・道民・観光旅行者等の責務
- 道の施策の基本事項

地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与

基本理念 第2条の2

ゼロカーボン北海道の実現に向けた各取組の方向性の明確化

- ✓ 関係者の積極的な参加と密接な連携
- ✓ 環境の保全、経済の発展、生活の向上の統合的な推進
- ✓ 再エネや森林などの地域資源の有効活用

POINT
2

道の責務規定の拡充・強化

道の果たすべき役割を責務規定に拡充・強化しました

道の責務 第3条

- 総合的・計画的な施策の策定、実施
- 国・市町村・事業者・道民との連携・協働
- 市町村・事業者・道民・各団体の取組を支援
- 事業者・道民の行動変容等の促進
- 専門的な知識や技術を有する人材の育成
- 調査研究・技術開発の促進、産業育成・振興
- 地球温暖化に関する教育の推進
- 分かりやすい情報の提供
- 率先した施策の実施

(* ● 新規・拡充事項)

POINT
3

各分野の取組に係る規定の拡充・強化

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、より一層の
排出量の削減や再エネ・吸収源の取組を推進する
ため、各分野における規定を拡充・強化しました

内容は、次ページの条例の概要をご覧ください

ゼロカーボン北海道とは？



条例では「温室効果ガスの排出量と森林等の吸収量の均衡が保たれ、環境の保全、経済の発展、道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道」と定義づけています。

温室効果ガス
排出量と吸収量
の均衡環境の保全
経済の発展
道民生活の向上

持続可能で活力あふれる北海道

ゼロカーボンの取組により期待される効果

- ✓ 北海道の再エネを創り出すポテンシャルを生かし、**脱炭素関連等の企業を誘致**
- ✓ 資源の地産地消による災害に強い地域づくり、**地域経済の活性化**
- ✓ 建築物の省エネ化や地域材(*)の活用、次世代自動車の使用、廃棄物抑制など**脱炭素型ライフスタイルに転換**
- ✓ 森林の整備や環境保全型農業の推進、農地・藻場・自然生態系の保全などにより、**温室効果ガス吸収源を確保**

ゼロカーボンを進めることで、北海道のみなさんの暮らしの向上につながります

(*) 道内の森林で産出され加工された木材)

事業者がゼロカーボンに取り組むメリット

優位性

自社競争力の強化、売上・受注の拡大

経費低減

光熱費等の低減、更なる事業展開の可能性

認知度向上

メディア掲載や自治体からの表彰による認知度の向上

人材獲得力強化

社員のモチベーション向上、意欲の高い人材が集まる

資金調達

融資条件優遇の取組もあり、更なる事業展開の可能性

総則的事項

目的 第1条

基本理念 第2条の2

道の責務 第3条

事業者・道民の責務 第4条、第5条

- 事業活動や日常生活での温室効果ガスの排出削減の努力
- 国・道・市町村が実施する取組に協力

観光旅行者等の責務 第6条

- 温室効果ガスの排出削減の努力
- 国・道・市町村が実施する取組に協力

年次報告 第7条

- ゼロカーボン北海道の取組状況の年次報告

ゼロカーボン北海道推進計画等 第2章

- ゼロカーボン北海道推進計画（第8条～第10条）
- 地球温暖化対策指針（第11条）

※ ● 新設・拡充事項



ゼロカーボン北海道実現に向けた各分野の取組

事業活動に関する地球温暖化対策 第3章

- 事業者による排出量の把握、削減（第12条）
- カーボン・オフセットの促進（第13条）
- 温室効果ガス削減等計画書・報告書（第14条、第15条、第17条）
- 排出量簡易報告書（第16条、第17条）

温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等 第8章

- 森林の整備の推進・保全の確保（第32条）
- 藻場・干潟等の保全の推進（第33条）
- 自然の生態系の保全・適正な管理（第34条）

交通に関する地球温暖化対策 第4章

- 公共交通機関等の利用への転換（第18条）
- 自動車等の適正な運転（第19条）
- 自動車等のアイドリング・ストップ（第20条）
- 次世代自動車の使用等（第20条の2）
- 地球温暖化防止性能情報の説明（第21条）
- 物資の輸送の合理化（第21条の2）

気候変動適応に関する施策 第9章

- 気候変動適応に関する施策の推進（第35条）
- 北海道気候変動適応センター（第36条）

ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等 第10章

- 産業の育成・振興（第37条）
- 製品やサービスの開発・販売・提供（第38条）

機械器具に関する地球温暖化対策 第5章

- 排出量が少ない機械器具の購入（第22条）
- 省エネ性能情報の表示・説明（第23条）

ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等 第11章

- ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の理解の促進（第39条）
- 北海道クールアース・デイ（第40条）

建築物に関する地球温暖化対策 第6章

- 建築士による注文者への情報提供（第24条）
- 販売・賃貸事業者による排出量の削減の情報提供（第24条）
- 地域材の利用促進（第24条の2）
- 建築物環境配慮計画書・工事完了届出書（第25条～第27条）
- 適用除外（第27条の2）

温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換 第12章

- 道民による排出量の把握、削減（第41条）
- 行事・催し物における取組の促進（第42条）
- 地産地消の推進（第43条）
- 環境物品の購入の促進（第44条）
- 廃棄物の発生の抑制（第45条）
- 冷暖房時の温度（第46条）

再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策 第7章

- 再エネの利用の推進（第28条）
- 再エネ計画書・報告書（第29条～第31条）
- 小売電気事業者による情報提供（第31条）

雑則 第13章

- 施策推進のための必要な財政上措置（第47条）
- 顕彰 ○ 指導・助言 ○ 勧告 など

※ ● 新設・拡充事項

この条例では、温室効果ガスの排出量の削減や再エネの導入の取組を計画的に実施していただくため、以下の計画書や報告書の作成と報告を求めています。

- ① 事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書
- ③ 建築物環境配慮計画書・工事完了届出書
- ② 事業者排出量簡易報告書
- ④ 再生可能エネルギー計画書・達成状況等報告書

計画書や報告書の提出方法

電子での提出を推奨します。ペーパーレス化にご協力ください。

詳しくは、[こちら \(→\) から](#)

北海道 ゼロカーボン 条例 [検索](#)

① 事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書

第14条、第15条、第17条

事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書と実績報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

特定事業者（提出を求める事業者）

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

省エネルギー法（※1）に基づく特定連鎖化事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度の末日の自動車の総数が次に該当する事業者

道内において温暖化対策推進法（※2）施行令第5条第10号から第16号までの事業者（※3）で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上かつ二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

- トラック：100台以上**
- バス：100台以上**
- タクシー：150台以上**

条例改正により
規模要件が拡大

※1：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 ※2：地球温暖化対策の推進に関する法律
※3：廃棄物焼却施設や下水終末処理場の設置者など

提出概要

（※ ● 条例改正による追加項目）

削減等計画書

- 排出量の削減の取組の計画期間（※4）
- 基準年度（※5）における温室効果ガスの排出量
- 排出原単位、原単位に用いた指標、指標の考え方（※6）
- 排出量の削減目標、実施する取組の内容
- 再エネの導入目標、実施する取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組む内容

実績報告書

- 温室効果ガスの排出量、排出原単位
- 排出量の削減実績、取組の内容
- 再エネの導入実績、取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容

※4：提出する日の年度から3か年度 ※5：計画期間における初年度の前年度又は前々年度（事業者の方々が選択してください）
※6：事業内容により単一の原単位の設定が難しく、複数の重み付け合算により原単位を設定した場合の考え方

提出時期

- ✓ 削減等計画書：計画期間（3年間）の初年度の**7月末日**まで
- ✓ 実績報告書：取組を実施した翌年度の**7月末日**（※）まで（※ 条例改正により提出時期が変更）
（※ 令和5年度においては、削減等計画書・実績報告書は10月1日まで提出）

事項	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
取組の実施期間	←-----→				
削減等計画書の提出	○ ※ R5~7の計画の場合 は10月1日まで	○ R 6~8の計画 7月末日まで	→ 計画期間：3年間		○ R 9~R10の計画 7月末日まで
実績報告書の提出	○ ※ R4年度の実績の場合 は10月1日まで		○ R 6年度実績 7月末日まで	○ R 7年度実績 7月末日まで	○ R 8年度実績 7月末日まで

留意事項

- ✓ 削減等計画書に記載した内容を変更する場合は、変更後の計画書を提出する必要があります。
- ✓ 削減等計画書と実績報告書は、道民や事業者の方々が、データの加工など二次的利用が可能な形式で公表します。

② 特定事業者以外の事業者排出量簡易報告書

第16条、第17条

①の特定事業者
以外が対象

特定事業者以外の事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、自主的な取組を促進するため、任意で簡易な排出量報告制度を創設しました。提出いただいた報告書は公表（※1）します。（※1：事業者名を匿名とすることができます）



簡易報告書の特徴

- ✓ エネルギーの種類（電気、ガソリンなど）ごとの使用量を様式に入力するだけで、温室効果ガスの排出量の計算が簡単にでき、取り組みやすい
- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減や再エネ導入のために実施した取組を任意で記載
- ✓ 簡易報告書の公表にあたり、ご希望により事業者名を匿名とすることが選択可能

簡易報告書の提出によるメリット

簡易報告書を提出した事業者の方々には、以下のようなメリットがあります。

- ✓ 道の中小企業総合振興資金（※2）（ステップアップ貸付（ゼロカーボン））の融資対象
- ✓ 道のホームページにてゼロカーボンの取組実績を紹介

さらに、ゼロカーボン・チャレンジャーに登録し簡易報告書を提出いただくことで、以下のメリットを受けることができます。

- ✓ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格で加点評価
- ✓ 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
- ✓ 金融機関での私募債発行時の金利優遇
- ✓ 北海道信用保証協会にて保証料率の割引対象

※2：道内の中小企業者が、道内で事業を行う場合に必要な資金を低利で利用できる融資制度 ※その他、項目の追加を検討していきます。

対象事業者

特定事業者以外の事業者

提出概要

- ✓ 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量
- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減又は再エネ導入のために実施した取組（任意記載項目）
- ✓ 簡易報告書公表の際の匿名の希望の有無

提出時期

前年度1年間の状況を7月末日まで
（※令和5年度においては、10月1日まで提出）

事 項	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
取組の実施期間	←----- ----- -----→		
簡易報告書の提出	○ ※ R4年度の実績の場合 は10月1日まで	○ R 5 年度実績 7月末日まで	○ R 6 年度実績 7月末日まで

留意事項

簡易報告書は、道民や事業者の方々、データの加工など二次的利用が可能な形式で公表します。

ゼロカーボン・チャレンジャー登録制度

ゼロカーボン・チャレンジャーとは、ゼロカーボン北海道の実現のための取組を宣誓し、実践いただく事業者のことです。

詳しくは、こちら（↓）から

北海道 ゼロカーボン チャレンジャー

検索



温室効果ガス排出量報告サポートデスク 電話：011-204-5190

排出量の計算方法や報告書の記載方法、支援の取組など、排出量報告制度に関する相談に対応します。

詳しくは、こちら（↓）から

北海道 ゼロカーボン サポートデスク

検索

③ 建築物環境配慮計画書・工事完了届出書

第25条～第27条

一定規模以上の建築物の新築・改築・増築を行おうとする方（特定建築主）を対象に、当該建築物における省エネ対策等について計画的に取組を実施していただくため、環境配慮計画書と工事完了届出書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。



対象行為（一定規模以上の建築物の新築・改築・増築）

条例改正により修繕・模様替、建築設備の設置・改修を対象行為から除外

✓ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を新築する場合

✓ 改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上
✓ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で改築に係る床面積の合計が2分の1以上の場合

✓ 増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合

上記条件に該当しない建築物の新築・改築・増築の場合においても、環境配慮計画書を提出することができます。

提出概要

（※ ● 条例改正による追加項目）

環境配慮計画書

- 建築物の概要（用途、構造、床面積の合計など）
- 工事着手及び完了予定年月日
- 再エネ導入のための取組
- 地域材（※）の利用の有無（※ 道内の森林で産出され加工された木材）
- 熱の損失防止のための取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組む内容

工事完了届出書

- 建築物の名称、所在地
- 工事完了年月日



※ 追加項目の計画書への記載は令和5年10月1日から実施

提出時期

- ✓ 環境配慮計画書：工事着手の予定日から起算して**21日前**まで
- ✓ 工事完了届出書：工事完了後**15日以内**

留意事項

環境配慮計画書に記載した内容を変更する場合は、変更後の計画書を提出する必要があります。

④ 再生可能エネルギー計画書・達成状況等報告書

第29条～第31条

エネルギーを供給する小売電気事業者の方々を対象に、再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大を図るため、再エネ計画書と達成状況等報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

対象事業者

北海道内でエネルギーを供給している小売電気事業者（※ 北海道内でエネルギー供給をしている小売電気事業者以外の事業者の方も提出することができます。）

条例改正により一般送配電事業者と登録特定送配電事業者を対象事業者から除外

提出概要

（※ ● 条例改正による追加項目）

再エネ計画書

- 再エネ供給量の拡大に関する目標、目標達成のための基本方針、実施する取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組む内容

達成状況等報告書

- 再エネ供給量の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき実施した取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容
 - 調達した電気の電源構成
 - 道内の再エネにより発電された電気の調達量

提出時期

- ✓ 再エネ計画書：取組を実施する年度の**7月末日**（※）まで
- ✓ 達成状況等報告書：取組を実施した翌年度の**7月末日**（※）まで

※ 条例改正により提出時期が変更

（※ 令和5年度においては、再エネ計画書・達成状況等報告書は10月1日まで提出）

留意事項

再エネ計画書に記載した内容を変更する場合は、変更後の計画書を提出する必要があります。

① 特定駐車場におけるアイドリング・ストップの周知 第20条

改正による変更
はありません

一定規模以上の駐車場（特定駐車場）の設置・管理者の方々は、今後も継続して、駐車場の利用者の方に対し、**アイドリング・ストップの実施**について周知を行ってください。



特定駐車場

自動車の駐車の用に供する部分の面積が**500㎡以上**の駐車場

- ※ 駐車場内の車路や管理棟等の附帯施設は含みません。
- ※ 概ね、普通自動車40台以上駐車できる駐車場です。

周知方法の例

看板・ポスター等の掲示、場内放送など

特定駐車場以外の駐車場

特定駐車場以外の駐車場の設置・管理者の方々は、今後も継続して、**アイドリング・ストップの実施**について周知に努めてください。

**駐車中は
エンジンを切りましょう！**
無用なアイドリングをやめましょう。
ゼロカーボン北海道推進条例により、
駐車中はアイドリング・ストップを
行うよう定められています。
駐車場の設置（管理）者名
(周知用の看板・ポスターの例)

② 新車販売時の地球温暖化防止性能情報の説明 第21条

改正による変更
はありません

自動車販売事業者の方々は、今後も継続して、新車を購入しようとする方に対し、温室効果ガスの排出量などの地球温暖化防止の**性能情報**について**説明**を行ってください。

自動車販売事業者

新車（※）の販売を行う事業者
(※ 過去に自動車検査証の交付を受けていない自動車)



説明事項

- ✓ 温室効果ガスの排出量
(走行距離あたりの二酸化炭素排出量など)
- ✓ エネルギー消費効率
(燃料1Lあたりの走行距離)
- ✓ エアコンの冷媒の種類と使用量
- ✓ リサイクルに関する情報

レンタカー事業者

レンタカー事業者の方々については、今後も継続して、自動車を受けようとする方に対し、性能情報の説明に努めてください。

③ 特定機械器具の省エネ性能情報の表示・説明 第23条

改正による
変更あり

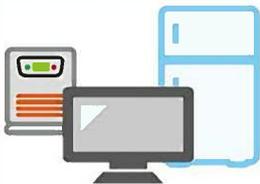
特定機械器具販売事業者の方々は、陳列する特定機械器具に**省エネ性能情報**を表示いただくか、購入しようとする方に対し、**省エネ性能情報の説明**を行ってください。

特定機械器具販売事業者

以下に示す特定機械器具を店舗で販売する事業者（※）
(※ 条例改正により特定機械器具の台数の要件がなくなりました)



特定機械器具



- エアコンディショナー
- テレビ
- 冷蔵庫
- ストーブ
- 照明器具（※1）
- 温水機器（※2）
(ガス、石油、電気)
- (※ ● 条例改正による追加品目)

- ※1：生産量・輸入量が年間5万台以上で、省エネルギー法施行令に規定する照明器具
※2：生産量・輸入量がそれぞれ次の台数以上で、省エネルギー法施行令に規定する温水機器（ガス：年間3,000台、石油：年間600台、電気：年間500台）



(統一省エネルギーラベルの例)

表示・説明事項

- ✓ 多段階評価点
 - ✓ 省エネルギーラベル
 - ✓ 年間の目安電気料金
- ※ 表示する場合は、統一省エネルギーラベル（※3）を使用するなど、見やすい位置に表示してください。

※3：特定機械器具の種類により異なります

※ 追加品目の省エネ性能情報の表示・説明は令和5年10月1日から実施

ゼロカーボン北海道の実現を目指し、事業者や道民の方々は、積極的に温暖化防止の取組を実践しましょう。

1 事業者の方々に実践いただきたい取組

排出量の把握、削減 第12条

- ✓ 事業活動における温室効果ガスの排出量を把握し、省エネや再エネの導入等により、排出量の削減に努めましょう。

カーボン・オフセットの促進 第13条

- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減が難しい場合は、カーボン・オフセットの活用にも努めましょう。
- その際は、道内で行われたクレジットを購入するよう努めましょう。
- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減や吸収の取組は、道内で行うよう努めましょう。



自動車の利用 第18条、第20条

- ✓ 通勤時の自家用車の使用抑制や、自動車利用時のアイドリング・ストップの実施に努めましょう。

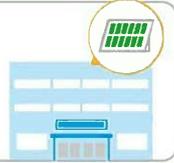


物資の輸送の合理化 第21条の2

- ✓ 輸送事業者の方々は、配送の共同化等により、輸送の合理化に努めましょう。

建築物の省エネ性能の説明 第24条

- ✓ 建築士の方々は、請負契約の注文者に対し、建築物に関する情報の提供に努めましょう。
- ✓ 建築物の販売・賃貸事業者の方々は、購入又は賃借者に対し、建築物の温室効果ガスの排出量の削減に関する情報の提供に努めましょう。



再エネの利用の推進 第28条

- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減のため、事業活動において、積極的に再エネの利用に努めましょう。

小売電気事業者による情報提供 第31条

- ✓ 小売電気事業者の方々は、再エネにより発電された電気の量などの情報の提供に努めましょう。

製品やサービスの開発・販売・提供 第38条

- ✓ 排出量が少ない、又は排出量の削減に寄与する製品やサービスの開発・販売・提供に努めましょう。

ゼロカーボン北海道の実現に向けた理解の促進 第39条

- ✓ 従業員に対し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の理解促進のため、情報提供に努めましょう。



ビジネススタイルの転換 第46条

- ✓ 排出量の削減に取り組む道民に対し、積極的に支援するよう努めましょう。 第41条
- ✓ 冷暖房は適切な温度で使用し、勤務中は適切な衣服を着用できるよう努めましょう。

2 道民の方々に実践いただきたい取組

公共交通機関等の利用 第18条

- ✓ 自家用車に代えて、バス・鉄道等の公共交通機関や自転車の利用に努めましょう。



自動車の適正な運転 第19条、第20条

- ✓ 自動車運転時は、エコドライブやアイドリング・ストップの実施に努めましょう。

建築物の新築・改築時 第24条、第24条の2

- ✓ 建築物を新築・改築等行う場合は、建築物の省エネ性能を高めるよう努めるとともに、地域材の利用に努めましょう。

再エネの利用の推進 第28条

- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減のため、日常生活において、積極的に再エネの利用に努めましょう。



森林保全の取組の協力 第32条

- ✓ 道が実施する森林保全等の取組の協力を努めましょう。



ライフスタイルの転換

- ✓ 日常生活における温室効果ガスの排出量を把握し、排出量の削減に努めましょう。 第41条
- ✓ 行事等を開催又は参加する場合は、ゼロカーボンの実現の取組に配慮又は協力するよう努めましょう。 第42条
- ✓ 農林水産物の積極的な地産地消に努めましょう。 第43条
- ✓ 廃棄物の量を減らし、使用済物品の再利用や分別回収への協力を努めましょう。 第45条
- ✓ 冷暖房設備を使用するときは、適切な温度に保つよう努めましょう。 第46条

詳しくは 道ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン北海道推進条例担当へ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL: 011-204-5190

北海道 ゼロカーボン 条例 検索